

基本構想・基本計画について

1 【基本構想】とは

区のまちづくりにあたり、区の将来像や基本的な理念を示すものです。
区のいろいろな計画や事業は、すべてこれをもとに行います。

現在の基本構想（平成9年策定）

基本理念

人間性の尊重 自立と交流連帯 地域性の重視

将来像

『ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち』

目標年次

21世紀初頭

基本目標（5つの柱）

- 1 健康でおもいやりのあるまち
- 2 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
- 3 安全で快適な、みどりのあるまち
- 4 にぎわいと魅力あふれるまち
- 5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

2 【基本計画】とは

基本構想を実現するために、区の基本目標や施策の方向性を体系的に示すもの

現在の基本計画（平成9年策定）

計画期間 平成10年度～19年度

前期基本計画 平成10～14年度 後期基本計画 平成15～19年度

構成

- ・計画の基本的考え方
- ・計画の背景 ⇒ 計画の基礎資料である人口、土地利用等
- ・計画の方向 ⇒ 基本構想に掲げる区の将来像の実現に向け、「重点的に取組む」
計画の方向として6項目を設定（後期基本計画）

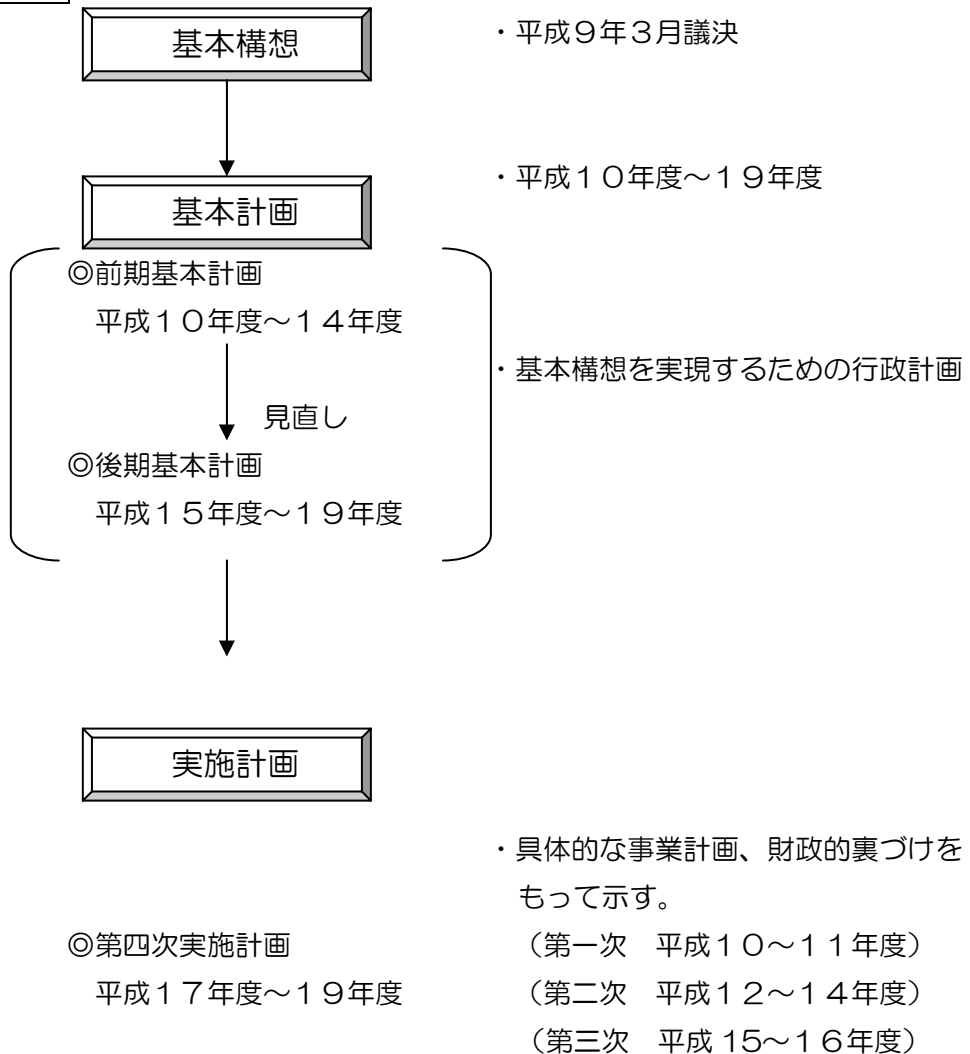
- 1 とともにささえ合う地域福祉
- 2 安全なまち、安心できるまち
- 3 地域でつくる、環境にやさしく美しいまち
- 4 区民と行政のパートナーシップによるまち
- 5 生きる力をはぐくむ教育
- 6 新たな区政運営のしくみづくり

計画の内容

基本構想における基本目標である5つの柱と、これを推進するための執行体制のあり方等を加えた6つの柱を23の施策項目に分けて明示

- 第1章 健康でおもいやりのあるまち（3項目）
- 第2章 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち（5項目）
- 第3章 安全で快適な、みどりのあるまち（4項目）
- 第4章 にぎわいと魅力あふれるまち（4項目）
- 第5章 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち（2項目）
- 第6章 構想の推進のために（5項目）

計画の体系



基本構想の見直し等に向けて

1 見直し、策定の必要性（背景）

- (1) 急速に進む少子高齢化
- (2) 治安や環境などへの不安
- (3) 地方自治体の自立性が求められている。等

このような環境変化や課題に的確に対応し、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくには、新しい時代を見据え、基本構想を見直し、あわせて新たな基本計画及び新都市マスタープランを策定していく必要があります。

2 見直し・策定の方向

- (1) 「協働と参画」、「地方分権・住民自治」の一層の発展と拡充をめざします。
- (2) 本格的な少子高齢社会の到来や安全・安心に対する関心の高まりに的確に答えるとともに、文化の薫るまちづくり、外国人との共生等の推進を図ります。
- (3) それらを総合的に推進していくための、区民等の参画システムの構築をめざします。

3 見直し・策定の視点

- (1) 区民等との協働と参画による、策定プロセスを重視した計画づくりを行います。
- (2) 区民にとって分かりやすくまた区民と行政、それぞれが果たすべき役割がみえる計画とします。

4 計画の構成と目標年次

(1) 【 基本構想 】

目標年度 平成37年度（2025年）

- ・ 基本理念、目指すまちの姿（将来都市像）を示します。

【 基本計画 】

計画期間 平成20年度～29年度の10年間

- ・ 施策の目標や方向性を示します。

【 実施計画 】

- ・ 第一次実施計画 平成20年度～22年度の3年間（予定）
- ・ 基本計画を推進するための具体的な事業計画であり、財政的裏づけをもって示します。

(2) 【都市マスタープラン】 主にハード面でのまちづくりの将来像

計画期間

- ・ 平成20年度～29年度の10年間
- ・ 新宿区全体を見据えた「部門別まちづくり方針」と区内10地区の「地域別まちづくり方針」とで主に構成する予定です。

今後のイメージ

(~18年1月)

- ① テーマ別に、現状を認識し、問題点や課題を抽出します。
- ② 次にあるべき目標や姿をイメージし、取り組むべき施策の方向性を議論します。
- ③ 2月19日(予定)の「中間発表会」に向け、議論を整理します。

中間のまとめ(18年2月)

成果がある程度まとまった中間段階で、発表会を開催するなど、成果を広く公表していきます。

(18年3月~6月)

中間発表会で出された区民意見等を踏まえ、さらに検討を深め、区長への提言としてまとめていきます。

(18年6月) 区長へ提言を提出します。

(18年11月) 区長は提言の受理後、提言を最大限尊重するものとして「新宿区基本構想審議会」に諮問します。審議会が一定の考え方をまとめた段階で、それに対する意見を提出していただきます。

2 区民提言のイメージ

区民提言は、分科会ごとに作成し、全体会での議論を経て区長へ提出いただきます。提言は、基本構想に関わるもの、基本計画に関わるもの、都市マスタープランに関わるものを別々にではなく、ひとつにまとめて提出いただきます。提出いただいた提言は、概ねつぎの観点から、最終的に基本構想(案)、基本計画(案)、都市マスタープラン(案)に盛り込むものとします。

(1) 基本構想に盛り込むもの

- ① 区政運営の基本理念
- ② 区が目指すまちの姿(将来都市像)

(2) 基本計画・都市マスタープランに盛り込むもの

- ① 将来都市像を実現するための10か年の基本目標
- ② 基本目標を達成するための施策の方向性
- ③ 区の役割、区民等の役割を踏まえた、協働と参画によるまちづくりを進めていくためのしくみやあり方